

## 減価償却制度の改正

**Q** 平成19年度の税制改正により、従来の減価償却制度が大幅に改正されたと聞いていますが、どのような改正がなされたのでしょうか。

**A** 従来の減価償却制度は、無形減価償却資産を除き、減価償却限度額は取得価額の95%相当額までとされてきたが、平成19年度の改正により、平成19年4月1日以降に取得した償却資産については、備忘価額1円を残して償却できることとなり、事実上取得価額的全額が償却できることとなった。減価償却限度額は、取得価額から備忘価額1円を控除した金額となる。さらに、償却方法についても、従来の定率法に代わり新定率法が、従来の定額法に代わり新定額法が適用される。

平成19年3月31日までに取得した償却資産の償却は、改正前の規定による定率法又は定額法により償却計算を進め、償却累計額が改正前の償却限度額である取得価額の95%に達した事業年度の翌事業年度から、残存簿価の5%について、5年間にわたる均等償却を行い、備忘価額1円を残す金額まで償却できる。平成19年3月31日において、すでに耐用年数が経過して、償却が取得価額の95%に達している資産についても、その残存簿価について、備忘価額1円を残し、5年間の均等償却が認められる。

### <新定率法>

定額法の償却率の2.5倍に設定された「定率法の償却率」(耐用年数省令別表10)が適用される。新定率法は、新たに取得した減価償却資産の取得価額に「定率法の償却率」を乗じ、初年度使用期間の按分計算を行い、事業供用1年目の償却限度額とし、2年目以降は、取得価額から前年度までの償却累計額を控除した帳簿価額に「定率法の償却率」を乗じて、各事業年度の償却限度額を計算する。その後、耐用年数が経過し、その事業年度における「調整前償却額」が、その減価償却資産の取得価額に「保証率」(耐用年数別表10)を乗じた「償却保証額」に満たなくなる場合は、それ以後の期間においては、償却額が毎年同一になるように、その事業年度の期首帳簿価額(改定取得価額)に、その資産の耐用年数に応じた「改定償却率」を乗じた金額を、以後の各事業年度の償却限度額とする。耐用年数10年の場合の償却率は0.25、保証率0.04448、改定償却率0.334である。計算例は、次号において掲記する。

### <新定額法>

減価償却資産の償却費が毎年同一となるように、その資産の耐用年数に応ずる「定額法の償却率」(耐用年数省令別表10)を定め、減価償却資産の取得価額にその償却率を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却限度額とする。耐用年数10年の場合の償却率は0.10である。計算例は、次号において掲記する。